

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の皆さまへ 公的な支援施策等について【和歌山県】



財務省近畿財務局

令和2年7月9日更新

資金繰り

新型コロナウイルス感染症特別貸付

最近1ヵ月の売上高が減少し、中長期的に業況が回復し発展が見込まれる方で、特定の要件を満たせば、無担保、実質無利子にて融資

- 融資上限額:4,000万円(国民生活事業)
2億円(中小企業事業)

【窓口】日本政策金融公庫
事業資金相談ダイヤル:0120-154-505

危機対応業務・特定投資業務(政投銀)

危機対応業務では、内外の金融秩序の混乱や大規模な災害、感染症等に際して、指定金融機関(商工組合中央金庫、日本政策投資銀行)を通じ、事業者へ資金の貸付等を行う。また、特定投資業務において、大企業と中小企業を救済する資本支援の仕組みを政投銀に創設。

【窓口】商工組合中央金庫:0120-542-711
日本政策投資銀行:0120-598-600

民間金融機関による実質無利子・無担保融資

都道府県等による制度融資において、セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれかを利用した場合、特定の要件を満たせば、保証料・利子の減免を実施。

- 融資上限額:4,000万円
- 【窓口】お取引のある、またはお近くの金融機関

信用保証

中小企業者が金融機関から資金を借り入れる際、信用保証協会が保証人となることで、中小企業者の資金繰りを支援。

- 一般保証:借入債務の80%を保証(最大2.8億円)
 - セーフティネット保証
(4号、5号を合わせ、最大2.8億円。一般と別枠。)
4号:幅広い業種で影響がある地域で借入債務の100%を保証
5号:特に重大な影響がある業種に借入債務の80%を保証
 - 危機関連保証:危機時に、全国・全業種を対象に借入債務の100%を保証(最大2.8億円。上記2つと別枠)
- 【窓口】和歌山県信用保証協会(相談窓口):073-433-9705

給付金・補助金

持続化給付金

感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対しての、事業全般に広く使える給付金。

- 給付上限額:200万円(法人)、100万円(個人)
- 【窓口】持続化給付金事業コールセンター:0120-115-570

家賃支援給付金

事業継続を下支えするため、地代・家賃(最大半年分)の負担軽減を目的とした、テナント事業者への給付金。

- 給付上限額:50万円/月(個人)、100万円/月(法人)
- 【窓口】家賃支援給付金コールセンター:0120-653-930

事業継続支援金

コロナウイルスの影響により、売上減少が50%以上ある事業者の事業継続に向け、国の持続化給付金の給付を受けた事業者を対象に支給。

- 支給上限額:従業員規模に応じ20万円~100万円
- 【窓口】和歌山県支援本部相談窓口
073-441-3301

ものづくり・商業・サービス補助金

中小企業・小規模事業者等が行う新製品・サービス開発や生産プロセス改善のための設備投資等を支援

- 補助率:2/3,3/4,一部10/10(補助額上限は1,050万円)
- 【窓口】ものづくり補助金事務局:050-8880-4053

持続化補助金

小規模事業者の販路開拓等のための取組を支援。

- 補助率:2/3,3/4,一部10/10(補助額上限は150万円)
- 【窓口】全国商工会連合会(03-6670-2540)
日本商工会議所(03-6447-2389)

IT導入補助金

中小企業・小規模事業者等が行うITツール導入による業務効率化等を支援

- 補助率上限:2/3,3/4(補助額は、30~450万円)
- 【窓口】サービス等生産性向上IT導入支援事業
コールセンター:0570-666-424

労働者の休業等

雇用調整助成金の特例措置の拡大

事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当を助成する制度。

- 助成率:4/5(中小企業)、2/3(大企業)、一定の要件を満たす場合10/10
 - 支給額:1日あたり15,000円(9月までの特例)
- 【窓口】和歌山労働局職業対策課:073-488-1161

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年4月1日から9月30日までの間に事業主の指示を受けて休業(休業手当の支払なし)した中小企業の労働者に対して、当該労働者の申請により支給される給付金。

- 支給上限:1日あたり11,000円×休業実績(日数)
- 【窓口】新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター:0120-221-276

社会保険料及び国税の納付の猶予制度

国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険

条例等の定めるところにより、保険者の判断で、保険料の徴収猶予を行うことが可能とされています。

【窓口】お住まいの市区町村の担当課

厚生年金保険

厚生年金保険料を納付することで、事業継続が困難になる等の要件に該当する場合、年金事務所に申請することにより、納付の猶予が認められることがあります。

【窓口】最寄りの年金事務所

国税

国税を納付することが困難な場合に、税務署に申請することにより、納税の猶予が認められることがあります。

【窓口】国税局猶予相談センター:0120-527-363